

議案第八十七号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提出者 港 区 長
清 家 愛

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港 区 立 芝 浦 公 園

港 区 立 プ ラ タ ナ ス 公 園

港 区 立 埠 頭 公 園

港 区 立 東 八 ツ 山 公 園

港 区 立 港 南 和 楽 公 園

港 区 立 港 南 公 園

港区立港南緑水公園

港区立お台場レインボー公園

港区立芝浦中央公園

港区立船路橋児童遊園

港区立末広橋児童遊園

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アカネ・ハリマ・イビデングループ

東京都港区芝大門一丁目三番十五号株式会社アカネ内

三 指定の期間

令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

（説明）

芝浦港南地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。